

令和8年度

目黒区エコテイクアウト推進補助金のご案内

エコ容器包装 リユース容器

の購入等経費を補助します



エコ容器包装

リユース容器

申請期間

令和8年

5月1日-12月25日

※先着順（予算額に達し次第受付終了）

併用で最大

6万円

区WEB▶



補助対象容器・経費

エコ容器包装

紙・木・草・竹等の使い捨てプラスチックを使用しない素材でできた既製品の食品用容器・包装の「購入費」

リユース容器

高温殺菌・洗浄により繰り返し利用できる素材でできた既製品の食品用容器の「購入費」「借上げ費」

令和8年4月1日～令和9年1月31日までに支払った経費が対象
(期間内であれば、申請前に購入済みのも、申請後に購入予定のもの、いずれも対象)

⚠ 補助対象外

- 〈共通〉・カトラリー類・・・スプーン、フォーク、ストロー、割りばし、竹串等
・食品用容器・包装でないもの・・・紙袋、食品をプラスチックで包んだ上から包む紙包装等
・ポイント使用分や値引き分(10,000円分購入し、ポイントを1,000円分使用した場合、9,000円が補助対象。)
- 〈エコ容器包装〉
・プラスチックを含む製品・・・商品の一部にプラスチックを使用しているもの
(耐水・耐油のラミネート・コーティング加工品は補助対象)
・バイオマス・生分解性プラスチックでできた製品
- 〈リユース容器〉
・容器の破損・紛失に伴う経費

補助対象となる方

以下のすべてに該当する事業者が対象(法人・個人事業主、商店街または団体)

- 目黒区内に店舗又は施設がある
- テイクアウトやデリバリー等で食品提供を行っている(食べ残しの持ち帰り対応も可)
- 使い捨てプラスチック容器包装に代わるものとしてエコ容器包装またはリユース容器を使用する
- 区の啓発物の配布や掲示に協力できる(カード配布・ステッカー掲示)
→環境配慮のアピールにご活用いただけます!
- 今年度、本補助金の交付決定を受けていない



啓発カード・ステッカー

補助金額

補助率 **10/10** (全額補助) ※1,000円未満は切り捨て

エコ容器包装
上限 **3万円**

+

リユース容器
上限 **3万円**

=

併用で最大
6万円

【例1】エコ容器包装 4万円購入 → 3万円補助

【例2】エコ容器包装 3万円購入 + リユース容器 2万円購入 → 合計5万円補助

申請手順は裏面へ➔

申請期間 令和8年5月1日から12月25日 *先着順(予算額に達し次第受付終了)

申請方法 ①～④のいずれかの方法でご申請ください。

①申請フォーム



②郵送(締切日消印有効)

③メール(締切日23:59までに受信したもの)

④清掃リサイクル課窓口へのお持ち込み

②～④の場合は、区Webから申請書をダウンロードし必要事項をご記入の上、ご提出ください。

手続きの流れ

緑:申請者

青:目黒区

STEP1 申請

上記「申請方法」によりご申請ください。容器の仕様と金額がわかる資料(見積書・カタログ等の写し)の提出が必要です。

1か月以内目安

STEP2 交付決定

区が審査し、結果を通知します。決定後、啓発カード50枚、ステッカー1枚を送付します。

STEP3 実績報告 (様式は区Webよりダウンロード可)

提出期限:令和9年1月31日

購入後、上記「申請方法」②～④の方法により、実績報告書、領収書(写し可)、使用状況の写真(任意)をご提出ください。

1か月以内目安

STEP4 金額確定

実績報告に基づき審査を行い、最終的な補助金額が確定し、確定通知を送付します。

2週間以内目安

STEP5 請求 (様式は区Webよりダウンロード可)


請求書兼口座振替依頼書をご提出ください。(申請者と同一名義の口座に限る。法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は個人名義)

1か月以内目安

STEP6 交付

口座振り込みにより、補助金を交付します。

注意事項

- 提出書類に不備があった場合、書類追加や再提出等を依頼することがあります。連絡がつかない等により、不備が解消されない場合は、不交付や交付決定取消となる場合がありますので、ご注意ください。
- 郵送は締切日消印有効とし、メールは締切日の23時59分までに着信したものを有効とします。
- 食品衛生法、食品表示法等の関係法令を遵守してください。
- 食べ残した料理等の持ち帰りに対応する場合は、右コードの資料をご確認ください。 → 
- (資料)消費者庁及び厚生労働省:食べ残し持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～
- 区が実施状況について現地確認を行う場合があります。
- 交付決定後に、取り組み事例として区Web等でご紹介をさせていただく場合があります。
- 申請いただいた事業者様へ、メールや郵送等により、区からの事業案内等をお送りする場合があります。

お問い合わせ・申請先

目黒区環境清掃部清掃リサイクル課計画普及担当

☎ 03-5722-9883

FAX 03-5722-9573

〒153-8573 目黒区上目黒二丁目19番15号

✉ recycle02@city.meguro.tokyo.jp